

## 平成21年度全国獣医師会会長会議の開催

平成21年度全国獣医師会会長会議が、平成21年10月2日、明治記念館「孔雀」において開催された。

本会議では、説明・協議事項として、①「新公益法人制度移行に向けての対応の件」、②「平成21年度第3回理事会協議事項の件（獣医師会組織の基盤強化対策・理事会における協議結果と対応の方向）」について協議し、了承された後、説明・報告事項として、①「獣医師及び動物医療に関する施策提言と要請活動を実施した件」、②「部会（職域別の事業運営機関）の構成及び検討テーマの件」、③「学会（学術分野別の学会活動運営機関）の組織及び事業運営見直し検討の件」、④「2009動物感謝デー in JAPAN 開催の件」、⑤「今後における日本獣医師会学会年次大会開催計画の件」、⑥「日本動物看護職協会の組織強化の件」について説明された。（平成21年度全国獣医師会会長会議の議事概要は下記のとおり）。

### 平成21年度全国獣医師会会長会議の議事概要

I 日時：平成21年10月2日（金） 14：00～17：00

II 場所：明治記念館2階「孔雀」

III 出席者：

#### 【地方獣医師会】

55 地方獣医師会会長ほか

#### 【日本獣医師会】

会 長：山根義久

副 会 長：藏内勇夫，中川秀樹

専務理事：大森伸男

地区理事：波岸裕光，砂原和文，高橋三男，村中志朗，  
駒崎精彌，谷 達雄，瀧口次郎，湊 恵，  
麻生 哲

職域理事：酒井健夫，穴見盛雄，細井戸大成，  
横尾 彰，榛葉雅和，森田邦雄

監 事：岩上一紘，玉井公宏

IV 議 事：

#### 【説明・協議事項】

1 新公益法人制度移行に向けての対応の件

2 平成21年度第3回理事会協議事項の件

獣医師会組織の基盤強化対策について（理事会における協議結果と対応の方向）

#### 【説明・報告事項】

1 獣医師及び動物医療に関する施策提言と要請活動を実施した件

2 部会（職域別の事業運営機関）の構成及び検討テーマの件

3 学会（学術分野別の学会活動運営機関）の組織及び事業運営見直し検討の件

4 2009動物感謝デー in JAPAN 開催の件

5 今後における日本獣医師会学会年次大会開催計画の件

6 日本動物看護職協会の組織強化の件

7 その他

### V 会議概要：

#### 【挨拶】

山根会長から、大要次のとおりの挨拶がなされた。

これまで6地区の獣医師大会に参加させていただいた。公益法人改革も正念場を迎えているが、今、本会の総収入のうち会費収入は20%でしかない状況であり、これでは公益法人改革に対して対処できるのかと、危惧している。多忙の中、遠路より来られた皆様に対し、このような話をするのは気が引けますが、現状を理解し、支援いただかないことには、この波は乗り切れないと考える。

6月25日の第66回通常総会において、引き続き会長に推挙されたが、3期目はある程度の結果を出すステージと考えている。さらに藏内，中川両副会長，大森専務理事，また，再任，新任の地区理事，職域理事，監事という体制でスタートすることになり，責任ある3期目に際して一丸となって，このような難局を乗り切ろうと思います。

時の政権与党の惨敗は，いろいろな要因はありますが，社会の声に真剣に耳を傾けなかった驕りが生じた結果ではないかと思っている。獣医師会はその轍を踏まぬよう，様々な角度から新しいアイデアをもって進んでいこうと思う。

経済状況厳しい中，明るい材料もあります。100年に一度の大不況により，農業が見直されてきました。農業が見直されるということは，その中の多くを占める畜産でも改善がなされると思われます。畜産と獣医師界は大きな関係があり，この点においてもこの大不況を乗り切るにはむしろ良い機会，改革のチャンスと考えている。

昨年，文部科学省が立ち上げた「獣医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議」は，既に第7回を終えて，近日，取りまとめが示されると思われます。本会議は，大きな目標に対して実効ある結果を出すという方向性で進められており，何らかの結実がなされるものと期

待している。農林水産省でも10年ぶりに獣医事審議会に計画部会が立ち上がり、初の試みで4つのワーキンググループが設置された。これについても実効ある計画として、具体的な内容の取りまとめを期待している。

また、21年前から議論していた動物看護職について、関係者の努力により日本動物看護職協会が一般社団法人の認可を受けて設立された。従業員である看護職という立場から急激な会員増加は望めないが、着実に会員を増やしています。看護職制度が確立しない限り動物医療も確立しないと思う。獣医師が制度化の声を挙げた経緯から、我々が大きな責任を負う必要があると考えており、病院単位で看護職が会員になれるような方向で進めており、皆様も地方に帰りまして、会員の加入促進に支援をお願いします。

法人改革については、危惧する面と、期待する面がありますが、まず、財政基盤を整備をする必要があります。会費収入は、総収入の20%であり、このような公益社団法人は考えられません。会費の値上げは現実的に厳しく、その前に会員増強をすべきであり、3期目はこの取組みに邁進しようと考えています。会員の加入率は78%ですが、22条の届出者が分母になっているので、実際は60%前後と考えます。これまで医師会、歯科医師会、薬剤師会と比べ、組織率は格段に高かったのですが、現在、大差ないほどとなっており、これは医師会等が横ばい状態であるのに対し、獣医師会は急落している状況です。我々は会員増強に取組み、意識改革に努める必要があります。年間6,000円の会費を月に換算すると500円、うち獣医師会雑誌の作成に200円ほどの経費を要すことから、その残額で会を運営するという現状は改めなければなりません。我々は専門職業人として、一丸となって突き進むため、種々課題はあると思いますがどうか支援をお願いします。

明日は動物感謝デーが開催されますが、国民の理解を得るためには獣医界が何をしているのか、正しく理解していただく必要があります。地方獣医師会長の皆様にも参加いただき、明日の盛大な会場の熱気を肌で感じ、来年への活力を蓄えていただきたい。また、来年1月には宮崎県獣医師会の担当で学会年次大会が開催されますが、風光明媚な土地であり、一人でも多くの方に参加していただきたいと考えております。

注文、苦言ばかりで申し訳ありませんが、こちらも断腸の思いで発言していることを理解願えれば幸いです。今日一日実りある会議になることを祈念して挨拶に代えさせていただきます。

#### 【座長就任】

山根会長から太田 孝宮城県獣医師会会長を座長に指名して、以下のとおり議事が進められた。

#### 【説明・協議事項】

##### 1 新公益法人制度移行に向けての対応の件

(1) 大森専務理事から、新公益法人制度移行に向けての現状と当面の対応が報告され（本誌第62巻11号828～829頁（平成21年度第3回理事会の開催）参照）、その中で新公益法人制度移行に向けての対応の考え方について別紙資料1（新公益法人制度への移行に向けて—獣医師会の対応—）のとおり説明された。

(2) 質疑応答として、当獣医師会では、組織強化財政委員会検討し、スケジュールについて理事会の承認を得た。まず、3年後一般法人の認可を得た後、5年後に公益認定法人を取得できるよう進める予定である。会員には各支部の総会において説明し、趣旨を周知徹底した後、来年6月の総会で承認を得る予定である旨報告があり、これに対して大森専務理事から、一般法人、公益認定法人の認可取得のためのハードルは大差のあるものではない。我々公益法人として地道に公益活動を推進してきた。制度移行に伴いあえて非公益を選択する必然性はない。まずは公益認定に向けての体制整備から着手するのが筋ではないか。先ず一般法人との段階を経たから、公益認定が取得し易いということはない旨が説明された。

##### 2 平成21年度第3回理事会協議事項の件

獣医師会組織の基盤強化対策について（理事会における協議結果と対応の方向）

(1) 大森専務理事から、獣医師会組織の基盤強化対策について説明が行われ（本誌第62巻11号823～828頁（平成21年度第3回理事会の開催）参照）、その中で、組織基盤強化（会員（構成獣医師）組織率の向上）のための方策に関して、当面の対応の考え方（第3回理事会における協議結果）について次のとおり説明された。

ア 当面の対応の考え方（第3回理事会における協議結果）

(ア) 地方獣医師会の会員組織率の現状については、各地方獣医師会が有する要因があるが、

a 獣医師国家資格のよりどころとなる獣医師制度は、(a) 先人の努力・精進とともに、社会が獣医師の役割を評価し、その適正の確保を期待することでもって存在するものであること。

(b) また、国家資格については、常に専門職業人としての社会的責務の発揮が求められ、社会の期待に応じてこそ資格制度として存在し得るものであること。

b 以上2点にあることを理解した上で、獣医師制度を守り、そして発展させるための獣医師会活動であるとの獣医師の意識改革が必要となる。

(イ) 以上は、会員、非会員を問わず国家資格者としての獣医師が均しく共有し得る理念である。獣医師による公益活動を推進する場としての獣医師会の組織基盤強化に向けて、獣医師の意識改革 ①獣医師

会に何を求めるかではなく、②獣医師会において何を成すべきなのか。)を促すことが求められる。

(ウ) 地方獣医師会におかれては、

- a 先ずは個々の獣医師会の組織率を支配する種々の要因の見極めを行った上で、前記a及びbの観点に立った組織基盤強化対策を推進していただきたい。
- b 一方、新公益法人制度への移行を機に、会員会費については公益法人の活動の原資としての位置づけを明確にした上で、その水準については、公益活動推進のための財務強化の観点から見直しを検討していく必要がある。

(2) 質疑応答として、①卒後、早期に獣医師の有する社会的責任についての意識を植え付ける必要がある。一部の学会、研究会等では、自分の会が最も優れているという一方的な考え方で、新しく入会した獣医師に、本会の会員であれば獣医師会に入会する必要はないと論じ、若者を惑わしている。このような会の代表、会員に対し、獣医師は結束しないと社会から認められないことを理解させる必要がある。②今こそ、獣医師がプライドを持ち、意識改革する時代である。過去にある政治家が、大学の卒業前に福祉のボランティアすることを単位とする提案をした。獣医学生が夏休み等に畜産現場や動物病院へ研修に行く際、獣医師となる以前に人間性を涵養する必要がある。開業の世界では、安くて質の悪い獣医療を提供したり、倫理に反する行為を行う非会員の獣医師グループがあるが、日本も開業試験というハードルを有する等、獣医師会に入会しないと開業できないような方向を模索しないと、彼らのような獣医師の増加に歯止めが効かなくなる。③当獣医師会では、公益法人改革を期に臨床部会員の会費の値上げを検討しているが、日本獣医師会での会費の値上げについての見通しがあればお聞きしたい旨の質疑、意見等があり、山根会長から、関係会議等の懇親会等の席で、メリットがないから獣医師会を辞めたいとの相談を受ける。本人は、自分で苦勞してライセンスを取得したというが、その際、ライセンスは特殊な技術と知識を有しているから、一般の人ができない行為を許された免状であり、子供にも譲ることはできないものである。獣医師というライセンスを得た者は、国から大きな義務を課せられるとともに、大きなプライドを有することを認識するよう説明している。このため自己のメリットで入会するのではないことを学生時代から教育する必要がある。海外の大学の卒業式では、帽子にマント姿の卒業生が崇高な雰囲気の中で証書を受け取るような機会があるが、例えば各大学の卒業式で合格証を渡し、獣医師のあり様を論ずるような機会を持たせることも一法である。一方、欧米のような開業者に対する縛りとして、獣医師として襟を正す、足元を見つめていく意識を持たせるようなノルマを課すと良い。その1例が

開業試験や特別な研修を受けるようなシステムの構築である。医師の世界では、一般の患者が高度医療へ行くといい偏りが起きているため、開業医の質の補償、向上を目的に3年毎の特別な試験、研修等の実施を検討している。獣医師の世界では、公務員が定年退職後、開業するといった事例もあり、いかに開業のレベルが低いものか実感せずにはられない。このような方向を模索しなければ組織率の向上にもつながらず、品格ある獣医師会にはなりえない。55の正会員にそれぞれ役員が10人はいる。これらの役員が一人でも会員を増強すると、1千名の会員増強が容易にできる。さらに本会では、地域での獣医師の異動や就職情報は得られず、地方獣医師会でなければ把握できないため、各獣医師会の中に会員増強委員会を設け、徹底して加入促進に努めていただく。会費の水準については、今後、会員増強の取り組みの後、状況を判断し検討していきたいと考えている。ともあれ、会員増強は様々な角度から関係者の英知を絞って、我々が一丸となって対応する必要があると考えるので、このチャンスを逸することのないよう意識改革の徹底に支援願いたい旨説明された。

#### 【説明・報告事項】

##### 1 獣医師及び動物医療に関する施策提言と要請活動を実施した件

大森専務理事から、職域別部会委員会で検討結果を取りまとめた報告書等に基づき、関係省庁、関係団体へ要請活動が行われた旨次のとおり説明が行われた。

《本誌第62巻第10号745～751頁(獣医事・動物福祉(愛護)施策の推進に係る部会での提言活動)参照》

##### 2 部会(職域別の事業運営機関)の構成及び検討テーマの件

大森専務理事から、今期の職域別部会委員会は、部長(職域理事)及び執行部の協議により、委員会の検討テーマを決定し、各地区連合獣医師会、職域団体から推薦された候補者及び学識経験者を各々委員として委嘱した旨が説明された(部会の構成及び検討テーマと委員構成は、本誌第62巻11号830～832頁(平成21年度第3回理事会の開催)参照)。

##### 3 学会(学術分野別の学会活動運営機関)の組織及び事業運営見直し検討の件

(1) 大森専務理事から、既にこの件については、学術部会の検討結果を受けた今後の対応を、3月と8月の2回にわたり地方獣医師会には通知し、考え方等の説明は行ってきたとした上で、学会組織及び事業運営見直し検討について次のとおり説明が行われた。

#### ア 課 題

学会は本会の組織でありながら、日本学術会議の登録

団体の資格を得るため独立した三学会が運営するという、事業運営、経理処理の二重構造化しており（地区においても同様）、日本学術会議の制度の改編により現制度維持が不要となるとともに、新公益法人制度の移行により、学会を獣医師会の組織、事業として適正に位置付ける必要がある。特に地区学会を地区連合獣医師会の事業としている場合、実際は担当の獣医師会が事業を行っているとしても、獣医師会の事業、会計であることを明確にしなければ、任意団体の事業となり収益課税されることとなる。今後、地方獣医師会の意見を伺うとともに、引き続き学術・教育・研究委員会で検討を進める。

#### イ 組織機構（案）

##### （ア）日本獣医師会学会

新たに理事会に学会会長（学会担当理事）をおき、運営機関として学会長副会長会議及び学会関係委員会、さらに、3つの学会に学会長、副学会長、学会幹事を置く。実施する事業は、①日本獣医師会獣医学術学会年次大会の開催及び獣医学術地区学会の運営支援、②日本獣医師会学会学術誌の編集、③日本獣医師会獣医学術功績者（獣医学術賞）の選考（日本獣医師会学会会長賞の選考を含む。）、④他の獣医学術団体等との学術活動の連携、⑤獣医学術の国際交流。

##### （イ）地区学会

実質的には当番の地方獣医師会が運営していることを考慮して、開催担当の地方獣医師会会長が地区学会会長となり、地区学会運営を統括する。さらに、3つの地区学会に地区学会長、地区副学会長、地区学会幹事を置く。実施する事業は、①獣医学術〇〇地区学会（〇〇地区獣医学術三学会）の開催、②獣医学術地区学会学会長賞の選考、③日本獣医師会獣医学術学会年次大会の運営支援

（2）質疑応答として、本件は公益認定取得のため、日本獣医師会が中心になって学術活動の体制整備を図る必要があるということか。それとも日本獣医師会と地区連合獣医師会の学会活動を一本化しようということか。すべての獣医師会が一括公益認定を目指していない状況で、なぜ今改める必要があるのかとの質疑があり、大森専務理事から、獣医学術活動は今後の公益法人の公益活動の大きな柱にすべき部分である。本会の学会については、最終的には本会の事業として経理処理しているが、別途、形式は任意団体としての三学会がそれぞれ予算計上したり、単独で学会の総会、理事会を開催する等、本会とは別の組織が運営しているような不透明な状況である。このため、このような組織形態を解消して、本会の学会として明確に位置づけ、獣医学術活動を推進したいと考えている。地区学会も同様で、地方獣医師会の公益事業と位置付ける。多くの地区学会は複数の獣医師会で構成されているが、地区学会を獣医師会の事業として位

置づける方向が良い。獣医師会でなければ地区学会という任意団体の事業となり、弊害を生じる。また、地方獣医師会の公益事業としてカウントされないこととなる。担当した獣医師会が運営、会計経理を行っているなら、その獣医師会の事業として推進することにより、獣医学術に向上に関する事業も強化される。今後、地区学会についても、組織、運営、経理を終始一貫して各地区整理してはという提案である。山根会長から、公益法人改革を乗り切る上で獣医師会の公益事業のどこに力点を置くかという問題意識が必要である。狂犬病予防注射事業は当面公益事業との位置づけを行うとしても今後、幾多の課題の発生も想定される。従って、獣医師会事業の柱として獣医学術学会活動を重点事業とすべきである旨説明された。

#### 4 2009 動物感謝デー in JAPAN 開催の件

大森専務理事から、明日開催の動物感謝デーについては、各地方獣医師会からも展示ゾーンに参加いただく等、多大な尽力をいただいております。地方獣医師会長には開会式から出席いただき、本事業に獣医師会が一丸となった取組みをお願いしたい旨説明された。

#### 5 今後における日本獣医師会学会年次大会開催計画の件

大森専務理事から、平成21年～24年度開催計画が説明された後、平成21年度開催担当の宮崎県獣医師会江藤会長から、これまで、昨年担当の岩手県獣医師会、一昨年担当の香川県獣医師会からアドバイスいただくとともに、広く関係者の協力、支援を得て、シンポジウム、市民公開講座等、数多くの充実した企画、地域色のある企画を計画することができたことに厚くお礼申し上げます。全国からの構成獣医師の参加いただけるよう準備を整えており、地方獣医師会長におかれても会員獣医師への広報を依頼したい旨説明された。

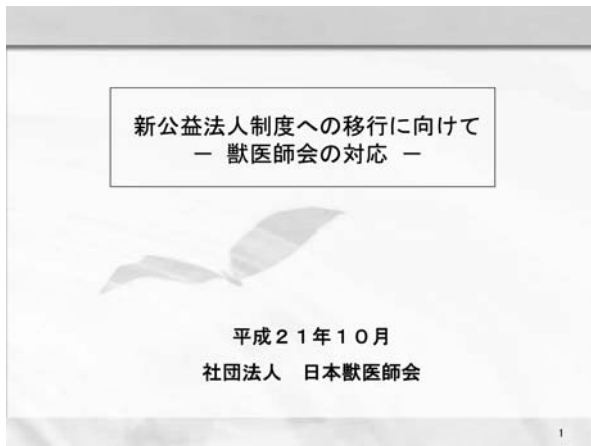
#### 6 日本動物看護職協会の組織強化の件

大森専務理事から、山根会長の指導により、これまで看護職制度の確立に向けた組織化を目指し、関係団体、教育研究機関、大学等関係者の支援体制の下、本年4月に日本動物看護職協会が設立されたが、当面の課題は、会員加入促進であり、その対応として経済的事情を考慮した、動物病院単位で当該動物病院に勤務する動物看護職が一括入会できる方式等を検討中であり、新しい入会方式が整備され次第、地方獣医師会に入会促進を依頼したい。なお、地方獣医師会会長には設立発起人に就任いただくとともに、協会設立後も相談役を務めていただいております。今後とも、看護師職の組織化推進に指導いただきたいとして、今後の対応の方向について別紙資料2

(動物看護職の現状と動物看護職制度の在り方—獣医師・獣医師会の立場から—) のとおり説明された後、細井戸理事から、現在、会の運営、制度については、未熟な部分もあるが、事務局は熱心に取り組んでいる。本来は動物看護職の方々が正会員として会を構成し、執行部についても運営していくべきであるが、この1期目は会長に東京大学の森教授、副会長に麻布大学の太田教授と、獣医学系大学の関係者が就任され、脆弱な協会を支え、一人立ちできるよう道筋を作るための体制となった。会員制度も、獣医師、関係者も所属するための複雑

な会員制度となったが、今後、社会に認めてもらうためには定款等の整備をする必要があると考える。現在、全国1万件の動物病院の中で9割の病院が1人の獣医師と2人の看護職により運営されており、50%の支持を得れば1万人という数に達する。地方獣医師会会長を通じて、会員へ本制度、看護職必要性を周知され、多くの動物病院に入会いただきたい。協会の発展なくして良質な獣医療の提供は望めないことを理解いただき、引き続き協力をお願いしたい旨説明された。

【別紙資料1】



**I 新公益法人制度の目的と性格**

1 民法法人制度(主務官庁による許可主義)が廃止され、法人の公益活動を奨励・支援するとの理念の下で第三者(公益認定等委員会)による公益認定を基本とする新公益法人制度が発足(平成21年12月1日)

↓

- ・民法第34条法人と中間法人法が廃止され、「一般法人法」に統合
- ・法人格の取得と公益性の判断が分離され、法人の事業の公益性の有無にかかわらず、準則主義(登記)により一般法人としての法人格の取得が可能
- ・一般法人が公益法人となるためには、「一般法人法」の要件を充足し、更に「整備法」に基づく公益認定申請の手続きを行い、「公益認定法」による認定要件・基準(18項目)への適合が求められる(2段階方式)

**I-2 新制度の目的と性格**

2 現行の社団法人は、公益法人三法の施行時において一般法人として存続(新しい法人に移行の登記をしない間は「特例社団法人」)

3 「特例社団法人」は、移行期間(5年間、平成25年11月30日まで)の間に、①認定を受けて公益法人、②認可を受けて一般法人、③他の団体と合併又は営利法人へ転換、④解散かいずれかの選択をせまれる。

4 現在の特例民法法人(特例社団・特例財団法人)の数

- ・全体:「24,648法人」(社団12,530法人、財団12,118法人)
- ・うち、国所管:「6,720法人」、都道府県所管:「18,056法人」

**II 特例社団法人にとっての新公益法人制度のメリット・デメリット**

1 「特例社団法人」にとって、認定を受けて公益法人に移行すること。または、認可を受けて一般法人に移行すること。いずれを選択しても、基本的にはこれまで以上に「特別の利益」が得られるものではない。

2 メリットとデメリット

ア 認定による公益法人への移行

- ・社会的信用の維持と税制上の優遇
- ・公益認定基準への適合が求められ、行政庁の監督と公益事業の継続的実施、財務諸表の開示、また、取り消しのリスクを伴う

イ 認可による一般法人への移行

- ・自在な事業活動(公益、共益、収益(私益))が可能
- ・社会的信用力の低下、原則税制上の優遇なし、「公益目的支出計画」の実施と計画期間中の行政庁の監督

**II-2 特例社団法人にとっての新公益法人制度のメリット・デメリット**

3 税制

ア 公益法人

- ・「収益事業のみ課税」及び「公益目的事業の非課税」(法人税法上の収益事業であっても認定法上の公益目的事業であれば非課税)
- ・「みなし寄附金」(収益事業に属する資産のうちから、公益目的事業を行うために支出した金額が、収益事業に係るみなし寄附金の額とされ、一般寄附金として一定の限度額まで損算入が認められる。)
- ・「利子・配当の非課税」(利子・配当に関して源泉所得課税されない。)

イ 一般法人

(7)「非営利型法人」(非営利性が徹底された法人及び共益的業務を行う法人)

- ・収益事業のみ課税
- ・みなし寄附金不適用
- ・利子・配当の課税

(f)上記(7)以外の「普通法人」

- ・全所得課税(普通法人課税)
- ・利子・配当の課税

**III-1 特例社団法人獣医師会の対応**

1 獣医師会の性格と活動目的

- ・現行の民法法人制度下において公益法人である特例社団法人は、その設立の目的からして法人制度が変わろうとも、法人が行う公益事業の推進を通じ「民が担う公益発現(不特定多数の者の利益増進)」に資することが活動の主目的

↓

- ・獣医師会は、国家資格を有する専門職獣医師が組織する公益法人。公益活動の推進を通じ「獣医師の人材養成と動物医療提供の質の確保を図ることにより専門職としての獣医師の役割に対する社会評価の向上を目指す」とするのが法人の目的
- ・獣医師会による公益活動が、「獣医師免許制度・獣医療制度を守り発展させる」ものとの理解に立つべき

### Ⅲ-2 特例社団法人獣医師会の対応

- 2 先ずは公益認定に向けての点検と環境整備
- ・「一般法人法」及び「公益認定法」に基づく組織、会計経理、事務事業の執行体制の点検整備は、「特例社団法人」においては、移行期間においていかなる法人形態を選択するかの如何にかかわらず不可欠な作業
- ↓
- ・「一般法人法」に基づく組織体制の整備（一般法人法は、一般法人及び公益法人双方にとつての「基本法」）及び「公益認定法」に基づく組織と会計経理、事務事業執行体制の点検・環境整備を行った上で、最終的に目指すべき法人形態を選択
  - ・「公益認定法」に基づく公益認定基準のハードルのみを懸念して、「一般法人」に安易に流れるとするのは早計

7

### Ⅲ-3 特例社団法人獣医師会の対応

- 3 公益認定の要件・基準（「18項目」）
- ア 事業活動基準（公益目的事業の実施を主たる目的）
- ・公益目的事業：①認定法の別表各号に掲げる事業で、②不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与（「公益認定ガイドラインのチェックポイント」で照合）する事業
- イ 法人運営基準
- (7) 法人の公益目的事業実施能力「経理的基礎と技術的能力」
- ・財政基盤の明確化と経理処理・財産管理の適正性  
注：本部と支部の関係については、組織上のほか、支部事業及び経理の本部との一体性の確保
  - ・専門的人材と設備能力
- (4) 「特別な利益」を与えてはいけない者（法人の社員・役員など）、「特別な利益」を与える行為を行ってはいけない者（営利事業者等への寄付など）

8

### Ⅲ-4 特例社団法人獣医師会の対応

- ウ 機関設計基準
- ・「役員に関する親族等の制限」（同一親族等で占めることができる理事又は監事：理事、監事それぞれの総数の1/3を超えない。）
  - ・「役員に関する同一団体関係者のグループ制限」（同一団体の関係者グループで占めることができる理事又は監事：理事、監事それぞれ総数の1/3を超えない。）
  - ・「会計監査の設置」（勘定の額が一定の基準以上の場合に設置。）
  - ・「役員の報酬等の支給基準」（不当に高額とならないような支給基準を定める。）
  - ・「社団法人に関する条件」（①社員の資格の得喪に関し不当に差別的条件を付さない。②社員の議決権に関し不当に差別的条件を付さない。③理事会を設置する。）

9

### Ⅲ-5 特例社団法人獣医師会の対応

- エ 財務基準
- ・公益目的事業の「収支相償」（公益目的事業に要する適正な費用を超える収入を得ていない）
  - ・「公益目的事業比率」（公益実施費用額（公益目的事業の事業費）が全ての費用の50%以上）
  - ・「遊休財産額の保有制限」（遊休財産（純資産のうち具体的用途の定めのない財産）が1年分の公益目的事業費相当額以下）
  - ・「株式等の保有制限」、「不可欠特定財産の維持及び処分制限」、「公益認定取消時の財産の贈与」、「清算時の財産の帰属」

10

### Ⅲ-6 特例社団法人獣医師会の対応

- 4 一般法人移行認可の申請を選択する場合は、「公益目的支出計画」の策定
- ・「公益目的支出計画」の策定と実施については、実施事業（公益目的事業）の適否・技術的能力及び経理的基礎の有無等について公益認定申請の場合と同程度の基準及び実施体制が求められる
- 5 新公益法人制度移行を契機に組織の一層の結束の強化を
- ・新公益法人制度への移行は「法律事項」。避けては通れない。
  - ・「新公益法人制度移行」に向けての組織・事務事業活動の見直し点検を「獣医師会組織の結束」としての効果発現につなげる
  - ・「会員獣医師と役員関係者の共通理解による取り組み」と行政当局（旧主務官庁）の指導の下での円滑な移行を期す

11

### Ⅳ-1 特例社団法人獣医師会が「新公益法人制度移行に当たり準備・確認・検討すべき事項（平成21年4月1日付け21日獣発第3号）」

- 1 移行に向けての取り組み体制
- ア 新公益法人制度の理解の醸成
- ・①目的、②移行スケジュール、③特例社団法人の立場、④公益認定の基準と認定の効果と責務、⑤獣医師会の対応
- イ 新公益法人制度移行に向けての対応の検討の場の設置
- ・「新公益法人制度検討の要点（改訂第7版：日本獣医師会）」
  - ・「狂犬病予防注射事業運営に当たっての留意事項（改訂第4版：日本獣医師会）」
- ウ 主務官庁の指導の下での移行手続きの推進

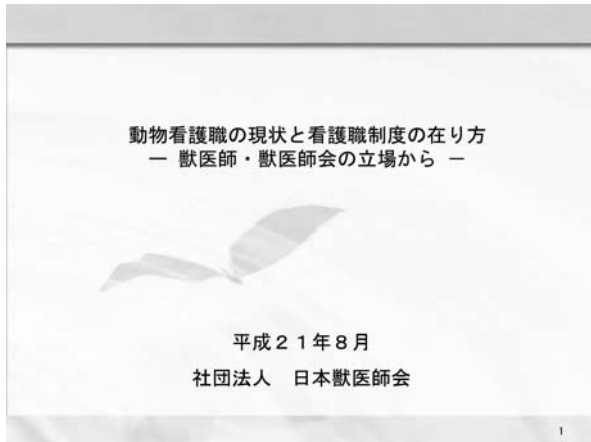
12

### Ⅳ-2 特例社団法人獣医師会が「新公益法人制度移行に当たり準備・確認・検討すべき事項（平成21年4月1日付け21日獣発第3号）」

- 2 移行認定申請に向けての対応の点検・整備
- ア 法人の事業活動基準及び法人運営基準「経理的基盤と技術的能力」などの確認
- イ 法人の会計・経理の「公益法人会計基準（20年基準）」による取り組み
- ウ 法人の機関設計と認定基準適合に向けての「定款及び関係規程の整備」
- エ 法人の財務基準適合に向けての「公益認定財務三基準」（①収支相償、②公益目的事業比率、③遊休財産額保有制限）の確認
- オ その他
- ・移行時の理事及び監事の対応の確認
  - ・その他の欠格要件該当の有無の確認

13

## 【別紙資料2】



### I-1 背景

- 家庭動物の飼育頭数の増加に伴い動物愛護・福祉思想が普及  
➡ 動物の保健衛生の向上に対する社会的関心の高まり
  - 動物の診療機会の増加とともに、診療技術に対する飼育者からの要請が高度化、かつ、多様化  
➡ 動物診療提供の質の確保に対する飼育者の要請に応える必要性  
➡ 動物診療の機能分化・専門分化と地域・施設間、専門技術者間の連携確保の必要性
- 2

### I-2 背景

- 他方、一人獣医師による診療の提供が困難化する中で、好むと好まざるとにかかわらず現行の獣医師制度の下で動物診療補助者の実態が先行（専門学校等の卒業者は推定2万人）
  - 動物医療提供の技術水準が進展し、一方で動物医療分野においても、人の医療と同様に、高度診療機器の操作、主治の獣医師の監督の下で一定の診療行為を適法に担うパラメディカル部門を担うべき職業分野の整備が必要（チーム医療体制の整備）  
➡ 動物医療提供体制（制度）の再構築
- 3

### II 目的と意義

- 現状において、動物看護に従事する者（動物看護職）の人材育成・業務環境の整備  
➡ 技術・知識の高位平準化と動物看護職としての職業分野の確立  
➡ 養成体制・学術活動・職業人としての受け入れ  
➡ 社会認知
  - 動物の飼育者の視点に立ち、動物医療提供の質の確保を図るため、①獣医師、②主治の獣医師の監督下で一定の診療行為を含め診療補助業務を担うパラメディカル動物医療専門職資格者、③動物看護業務に専念する動物看護職とによるチーム医療の提供  
➡ 診療の質の確保・保証システムの整備
  - 動物診療におけるチーム医療体制の整備  
➡ パラメディカル専門職の国家資格制度の創設と動物看護職の専門職としての位置づけ
- 4

### III-1 動物看護職の全国組織設立に向けての最近の経過

- (1) 日本獣医師会小動物臨床部会動物診療補助専門職検討委員会（動物医療補助専門職資格の制度化に向けて）：平成19年9月  
委員長：細井戸 大成（小動物臨床部会担当理事）
  - (2) 動物看護職全国協会設立準備会の発会：平成20年2月（日本獣医師会学会年次大会香川）
  - (3) 動物看護職関係団体懇談会：平成20年3月  
（社）日本動物病院福祉協会、日本小動物獣医師会、日本動物看護学会、（特）日本動物衛生看護師協会、全日本獣医師協同組合、（社）日本獣医師会
- 5

### III-2 動物看護職の全国組織設立に向けての最近の経過

- (4) 動物看護職の今後に関する意見交換会：平成20年9月  
養成学校関係者、全国協会設立準備会、民間資格認定5団体、（社）日本獣医師会など
  - (5) 日本動物看護職協会設立発起人会の発会：平成20年11月
  - (6) 日本動物看護職協会発起人総会合同会議と発足記念シンポジウム：平成21年1月24日（日本獣医師会学会年次大会岩手）
  - (7) 一般社団法人日本動物看護職協会の設立：平成21年4月  
会長：森 裕司（東京大学大学院教授）  
副会長：太田 光明（麻布大学教授）  
副会長・専務理事：西谷 孝子 ほか  
（地方獣医師会会長が相談役に就任）
- 6

### IV 最近における農林水産省における対応

- (1) 農林水産省小動物医療に関する検討会報告：平成17年7月  
・小動物診療において、獣医療補助者が担う役割は重要  
・社会的安定した職業とするため、団体が中心となって、教育水準、認定水準平準化に向けた取り組みに着手すべき
  - (2) 参議院予算委員会農水大臣答弁：平成20年3月  
・国による公的な資格認定制度・システムは無いが、制度化するとの問題意識を持って日本獣医師会を中心としてまず教育レベルを平準化していかなければいけない。  
・民間5団体の資格認定の手法も違っているからレベルを平準化していくことに取り組んでいると聞いている。  
・以上の努力により教育レベルや資格認定基準をそろえた上で、動物看護師の制度化について措置・対応していきたい。
  - (3) 獣医療基本計画制度に基づく新基本計画策定のための獣医事審議会計画部会の審議が開始：平成20年12月
- 7

### V-1 今後の対応の方向

- (1) 検討課題（動物医療提供の質の確保に向けて-動物看護職制度の在り方-）  
ア 当面：動物看護職の組織化と社会評価の推進  
（ア）動物看護職業業務環境の整備  
・動物看護学学術活動の推進（教育・研修）  
・動物看護業務の位置づけの明確化等  
① 動物行動学を基盤とした傷病動物の看護・機能回復訓練並びに飼育者指導による診療効果の維持・向上  
② 獣医師の診療の補助（獣医師の業務独立性の下での臨床検査など現状では非診療行為の範囲）  
③ 飼育者に対する保健衛生・飼育管理指導による飼育者とのコミュニケーションの確保  
④ 動物診療施設の運営に関する事務など  
・動物診療施設の受け入れ（業務分担・雇用環境・処遇）  
（イ）社会発信による国民の理解の醸成  
・シンポジウム・イベント等による普及啓発活動など  
・マスメディア対策
- 8

## V-2 今後の対応の方向

- イ 中期的対応：民間資格と人材養成体制の整備  
➡ 動物看護職としての知識・技術の高位平準化
- ・民間資格認定の統一的対応
  - ・養成校間の連携・協調体制
- ウ 中長期的対応：動物診療の信頼と質の確保(現状の動物看護職の高位平準化と動物看護専門職(パラメディカル専門職)の資格(免許)制度化)
- ・動物診療におけるチーム医療提供体制の整備  
獣医師、パラメディカル動物医療専門職、動物看護業務に専念する看護専門職診療従事者の役割分担と連携の確保

9

## V-3 今後の対応の方向

- (2) 日本獣医師会における検討の場
- ・小動物臨床部会動物看護職制度在り方検討委員会  
委員長：細井戸 大成(小動物臨床部会担当理事)
- 構成：動物看護職団体
- 大学・獣医学術団体
  - 動物看護職養成機関・団体(大学、短期大学、専門学校)
  - 動物看護職民間資格認定5団体
  - 農林水産省、獣医師会など

10